

平成31年3月20日
日本貸金業協会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会(会長:今井 三夫)は、平成31年3月20日開催の平成30年度第12回理事会において、以下の処分を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

処 分 決 定 日 平成31年3月20日
処 分 対 象 者 アルククレジット
協 会 員 番 号 第005380号
登 録 番 号 広島県知事(7)第02237号
処 分 の 種 類 除 名
処 分 の 理 由 平成29年度上期から平成30年度下期間の会費について連続して滞納したため
根 拠 規 定 定款第21条第1項第3号及び第2項
処分の効力発生日 平成31年3月20日
公 表 日 平成31年3月20日

問 合 せ 先
日 本 貸 金 業 協 会
業 務 企 画 部 会 員 加 入 促 進 登 録 課
電 話 03-5739-3012